

林野火災注意報・警報の運用開始について

(令和8年1月1日から)

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、令和8年1月1日から、火災予防条例の改正に基づき「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の運用を開始しました。

気象状況により火災の危険性が高まった場合、注意報や警報を発令し、火の使用に関する注意喚起や制限を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

・林野火災注意報の発令基準

次のいずれかに該当する場合に必要に応じて発令する。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下のとき
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき

※ 発令当日に降水等が見込まれる場合は発令しないこともあります

・林野火災警報の発令基準

林野火災注意報に加え、強風注意報が発表されたときに発令する。

・発令区域・対象期間

- ・沖永良部島全域及び与論島全域ごとに発令します。
- ・発令対象期間は12月から4月までとする。

・林野火災注意報及び林野火災警報が発令されたときの「火の使用制限」の主な内容

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

※林野火災注意報が発令されたときは火の使用制限に努めてください。(努力義務)

※林野火災警報が発令されたときは火の使用制限は義務です。

(林野火災警報発令時の使用制限に違反した場合は消防法に基づく罰則が適用される場合があります)

発令時の周知方法

林野火災注意報及び林野火災警報の発令状況は防災無線、消防車両による広報、沖永良部与論地区広域事務組合公式 SNS、沖永良部与論地区広域事務組合公式ホームページのいずれかで周知します。

火災予防にご協力をお願いします